

「デイサービス さくら苑」の指定更新について

1. 「デイサービス さくら苑」について

申請者	名称	有限会社 さくら
	所在地	糟屋郡新宮町大字新宮 1 2 5 - 1
事業所	名称	デイサービス さくら苑
	所在地	糟屋郡新宮町大字新宮 1 2 5 - 1
	サービス種別	地域密着型サービス
		地域密着型通所介護
	指定有効期間	平成 3 0 年 5 月 1 日～平成 3 6 年 4 月 3 0 日
	定員	1 4 人
	利用している古賀市の被保険者	2 人

2. 指定地域密着型通所介護について

平成 2 8 年 4 月 1 日から通所介護事業所のうち、事業所の利用定員が 1 9 人未満の事業所については、「地域密着型通所介護事業所」となり、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられました。

3. 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

指定地域密着型サービス事業者（介護予防も含む。）については、指定基準に沿って事業が運営されているかを定期的に確認するために、指定の効力に 6 年間の期限が設けられています。事業者は、指定日から 6 年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間の満了により指定の効力を失います。更新申請時には、原則として指定申請の際と同様に立入検査等を行うことになります。

4. 他市町村所在の事業所の指定手続き

地域密着型サービスや地域密着型介護予防サービスは、原則としてサービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスであり、事業所の所在地の市町村長が指定・指導監督を行います。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日において、古賀市の被保険者が「デイサービス さくら苑」を利用していたことから、上記被保険者についてのみ、当該事業所が本市から指定を受けたものとみなされており、古賀市が事業所の指定を更新するに際しては、指定申請後の手続の中で新宮町（福岡県介護保険広域連合）の同意を得ることが必要です。

5. 「デイサービス さくら苑」の指定更新について

●指定更新申請日：平成 3 0 年 3 月 2 2 日

* 提出書類確認済み

●福岡県介護保険広域連合からの指定更新同意：平成 3 0 年 4 月 2 3 日

* 福岡県介護保険広域連合の指定更新の可否も踏まえた上での同意

●指定更新通知：平成 3 0 年 4 月 2 5 日